

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 11 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700129 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700023 号

第 1 結論

昭和 37 年 4 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 4 月から昭和 38 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月に夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料については、昭和 36 年 4 月分から自身と夫の分を一緒に集金人に支払ってきた。

請求期間の国民年金保険料について、夫は納付済みで私は未納ということは考えられないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 35 年 10 月に夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料については、昭和 36 年 4 月分から自身と夫の分を一緒に支払ってきたと述べているところ、請求者及びその夫に係る国民年金被保険者台帳において、資格取得年月日は共に「昭和 35 年 10 月 1 日」と記載されていることが認められ、A 市の夫婦に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 36 年 4 月から昭和 44 年 3 月までの期間に係る夫婦の国民年金保険料の収納年月日は、3 か月を除き、同一日になっている上、請求期間の保険料については、夫は納付済みとなっていることが確認できる。

また、請求者は、国民年金保険料の徴収が始まった昭和 36 年 4 月以降、請求期間を除き、60 歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、請求者の納付意欲は高かったものと認められる上、12 か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらないことから、当該期間についても、二人分の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。